

転入（他市から東大阪市への引っ越し）に関する手続き

令和7年4月1日現在

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 転入届	他市から引っ越しされた方	転入後14日以内	・転出証明書またはマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・届出人の本人確認書類 ・印鑑（自署ができる場合は不要） 【別世帯の代理人が手続きする場合】 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 【以下、所有者のみ】 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・特別永住者証明書または在留カード	・市民課 住基担当（本庁舎2階） ☎06-4309-3164（FAX）06-4309-3802 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	国外からの転入等については必要書類が変わる場合がありますので、左記までお問合せください。
☐ 印鑑登録申請	印鑑登録申請をされる方	転入届出後随時	・登録する印鑑 ・届出人の本人確認書類 【代理人が手続きする場合】 ・登録する印鑑 ・委任状 ・代理人の本人確認書類	・市民課 住基担当（本庁舎2階） ☎06-4309-3164（FAX）06-4309-3802 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	本市の住民基本台帳に記録されている方（ただし15歳未満および意思能力のない方を除く）は印鑑登録ができます。 詳しくは市ウェブサイトからご確認ください。 
☐ マイナンバーカードの継続利用及び券面記載事項の変更（住所変更等）	マイナンバーカードの所有者	転入届出時もしくは届出後から90日以内	・マイナンバーカード ・カード交付時に設定済の暗証番号	・市民室（別館1階、マイナンバーカード布施駅前臨時窓口） ☎06-4309-3163（FAX）06-4309-3012 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	ご本人以外の代理人が手続きを行う場合、必要書類が変わる場合があるため、左記までお問合せください。
☐ マイナンバーカードの券面記載事項の変更に伴う署名用電子証明書の発行	マイナンバーカードの所有者	転入届出後随時	・マイナンバーカード ・カード交付時に設定済の暗証番号	・市民室（別館1階、マイナンバーカード布施駅前臨時窓口） ☎06-4309-3163（FAX）06-4309-3012 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	ご本人以外の代理人が手続きを行う場合、必要書類が変わる場合があるため、左記までお問合せください。 ※署名用電子証明書は、マイナンバーカードの記載事項（住所等）に変更が生じると自動的に失効するため、引き続きご利用になる場合はお手続きください。
☐ 国民健康保険	国民健康保険に加入される方	転入後14日以内	・届出人の本人確認書類	・資格給付課（本庁舎2階） ☎06-4309-3167（FAX）06-4309-3804 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	住民登録窓口にて転入手続き後、国民健康保険窓口にて加入手続きをしてください。
☐ 後期高齢者医療制度	(ア)75歳以上の方 (イ)65～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方	転入後14日以内	・届出人の本人確認書類	・資格給付課（本庁舎2階） ☎06-4309-3167（FAX）06-4309-3804 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	住民登録窓口にて転入手続き後、後期高齢者医療窓口にて加入手続きをしてください。
☐ 国民年金	海外から転入し、厚生年金に加入しないまたは配偶者の扶養に入らない方	転入後14日以内	・届出人の本人確認書類 ・基礎年金番号通知書もしくは年金手帳 ・入国日の確認できる書類（パスポート等）	・国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照） ・東大阪年金事務所 ☎06-6722-6001（FAX）06-6725-0838	国民年金加入者・受給者の国内の住所変更につきましては、転入届の情報が年金記録の住所に反映される為、原則手続きは必要ありません。 なお、厚生年金・共済組合に加入されている方および被扶養者の方は勤務先へご確認ください。

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
□ 介護保険	前市区町村で要介護認定を受けている方	転入後14日以内	・前市区町村で交付された受給資格証明書 ・マイナンバーカード ・通知カードと身分証明書のいずれかのもの（認定を受けている方のみ）	・介護認定課（本庁舎9階） ☎06-4309-3190（FAX）06-4309-3814 ・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6617（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9275（FAX）072-964-7110 （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	下記リンクより電子申請可 
□ 児童手当	高校生年代までの児童を養育している方	前住所地の転出予定日の翌日から15日以内	・届出人の本人確認書類 ・請求者の健康保険証等または年金加入証明書 ・請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード（普通口座） 【児童が請求者と別居かつ東大阪市に住民票がない場合】 ・児童の住民票またはマイナンバーカード 【所有者のみ】 ・請求者、配偶者のマイナンバーカード	・国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	下記リンクより電子申請可 
□ 児童扶養手当	前住所地で児童扶養手当を受給されていた方	転入届出後すぐ	・届出人の本人確認書類 ・受給者、対象児の健康保険証等 次の①～③のうちいずれか ①電気、ガス、水道のうち2種類以上の公共料金の明細書 ②【転入先が賃貸の場合】賃貸借契約書 ③【転入先が持家の場合】売買契約書または登記簿謄本	・国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805	所得制限あり
□ 特別児童扶養手当	前住所地で特別児童扶養手当を受給されていた方	転入届出後すぐ	①大阪市・堺市を除く大阪府下の市町村からの転入の場合 ・届出人の本人確認書類 ②他都道府県もしくは政令市からの転入の場合 ・届出人の本人確認書類 ・受給者の預貯金通帳 ※対象児童の診断書等が必要な場合があります。	・国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805	所得制限あり
□ ひとり親家庭医療費助成	母（父）子家庭の方	転入届出後すぐ 【公的年金非受給者】は児童扶養手当の認定請求後	・対象者全員の加入の健康保険情報が分かるもの（健康保険証等） 【公的年金非受給者】 ・年金証書 ・所得証明書もしくはマイナンバーカード ・戸籍謄本 【公的年金非受給者】 ・児童扶養手当の受付証	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805	所得制限あり
□ 子ども医療費助成	18歳年度末までの児童を養育している方	転入届出後すぐ	・対象となる子どもの加入の健康保険情報が分かるもの（健康保険証等）	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	下記リンクより電子申請可 

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 小学校・中学校の転校	東大阪市立の小学校・中学校・義務教育学校へ転校される児童・生徒	転入届出後すぐ	・転入学通知書（転入届後に交付します） ・前学校で交付される在学証明書、教科書給与証明書	・転入先学校	（問）学事課就学チーム ☎06-4309-3271 （FAX）06-4309-3838
☐ 留守家庭児童育成クラブ	留守家庭児童育成クラブに入会を希望される方	随時	・入会申込書 ・児童の放課後の適切な保護が困難であることを証明する書類（就労証明書等）	・転入先の小学校内クラブ室	（問）青少年教育課 ☎06-4309-3281 （FAX）06-4309-3835 （様式等） 
☐ 保育所等	(ア)引き続き前市区町村の保育所等の利用を希望される方 (イ)東大阪市の認可施設への入所等を希望される方	随時	詳しくは備考のリンク先より「保育施設案内」をご確認ください。	1号認定：各園 2・3号認定： ・施設利用相談課（本庁舎7階） ☎06-4309-3202（FAX）06-4309-3817 ・福祉事務所 子育て支援係 （東）☎072-988-6619（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9274（FAX）072-964-7110 （西）☎06-6784-7982（FAX）06-6784-7677	（手続き案内） 
☐ 母子健康手帳	妊娠中の方	転入届出後すぐ	・母子健康手帳 ・前市区町村で交付された残りの受診券	・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916	
☐ 乳幼児健康診査等	3歳6か月未満のお子様がおられる方	転入届出後すぐ	・母子健康手帳	・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916	
☐ 子どもの予防接種	定期予防接種の対象者（子ども）	転入届出後すぐ	・母子健康手帳	・保健所 感染症対策課 ☎072-960-3805（FAX）072-960-3809 ・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916	

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 身体障害者手帳	身体障害者手帳をお持ちの方	転入届出後すぐ	・身体障害者手帳 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 (東) ☎072-988-6628 (FAX)072-988-6671 (中) ☎072-960-9285 (FAX)072-964-7110 2F (西) ☎06-6784-7980 (FAX)06-6784-7677	施設に入所されている場合などは、手続き内容が変わる場合もあるため、お問い合わせください。
☐ 療育手帳	療育手帳をお持ちの方	転入届出後すぐ	・療育手帳 ・顔写真(4cm×3cm)(※他府県または大阪市・堺市からの転入の場合) ・マイナンバー確認書類	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 (東) ☎072-988-6628 (FAX)072-988-6671 (中) ☎072-960-9285 (FAX)072-964-7110 2F (西) ☎06-6784-7980 (FAX)06-6784-7677	本人の年齢や障害福祉サービスの受給状況により、手続き内容が変わる場合もあるため、お問い合わせください。
☐ 精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	転入後30日以内	・精神障害者保健福祉手帳 ・顔写真(4cm×3cm) ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 自立支援医療費(精神通院医療)	前市区町村で助成を受けていた方	転入届出後すぐ	・自立支援医療受給者証(精神通院) ・健康保険証等 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類 詳しくは手続き窓口へご確認ください。	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 自立支援医療費(育成医療)支給制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度	前市区町村で助成を受けていた方	転入届出後すぐ	・受給者証 ・健康保険証等 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類 詳しくは手続き窓口へご確認ください。	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 未熟児養育医療給付制度	前市区町村で助成を受けていた方	転入届出後すぐ	・養育医療券 ・健康保険証等 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類 詳しくは手続き窓口へご確認ください。	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 妊婦支援給付金	前市町村で給付を受けていない方	転入届出後すぐ	・母子健康手帳 他 ※詳しくはお問合せください。	出産・子育て応援事業コールセンター ☎06(4309)3328 施設給付課(本庁舎7階) ☎06(4309)3302 (FAX)06(4309)3817	詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。
☐ 自立支援医療費(更生医療)	前市区町村で助成を受けていた方	転入届出後すぐ	・自立支援医療受給者証 ・身体障害者手帳 ・健康保険証(資格確認書、資格情報のお知らせ) ・マイナンバー確認書類	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 (東) ☎072-988-6628 (FAX)072-988-6671 (中) ☎072-960-9285 (FAX)072-964-7110 2F (西) ☎06-6784-7980 (FAX)06-6784-7677	
☐ 公害医療手帳	公害医療手帳をお持ちの方	転入届出後すぐ	・公害医療手帳 ・本人確認書類(新住所が確認できるもの) ・通帳等(振込先がわかるもの)	・保健所 健康づくり課 ☎072-960-3802 (FAX)072-970-5821	

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 特定医療費（指定難病）受給者証	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	転入届出後すぐ	詳しくは備考に記載のリンク先または手続き窓口へご確認ください。	・保健センター （東） ☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中） ☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西） ☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916	【大阪市・堺市以外の府内市町村から転入した場合】  【大阪市・堺市または大阪府外から転入した場合】 
☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当	前市区町村で各種手当を受けていた方	転入届出後すぐ	・障害者手帳 ・マイナンバー確認書類 ・金融機関の通帳（手当受給者）	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東） ☎072-988-6628（FAX）072-988-6671 （中） ☎072-960-9285（FAX）072-964-7110 2F （西） ☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	
☐ 重度障害者医療費助成	（ア）身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 （イ）療育手帳Aをお持ちの方 （ウ）療育手帳B1と身体障害者手帳の両方をお持ちの方 （エ）精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 （オ）特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害年金1級または特別児童扶養手当1級に相当する方	転入届出後すぐ	・各種障害者手帳・受給者証等 ・加入の健康保険情報が分かるもの（健康保険証等） ・対象者の所得証明書もしくはマイナンバーカード	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	所得制限あり
☐ 障害福祉サービス	前市区町村で障害福祉サービスを受けていた方	転入後14日以内	・各種障害者手帳 ・元の市町村で交付を受けた障害支援区分認定証明書や関係書類	・障害福祉認定給付課（本庁舎9階） ☎06-4309-3184（FAX）06-4309-3813	
☐ 障害児通所支援	前市区町村で障害児通所支援のサービスを受けていた方	随時	・各種障害者手帳・診断書等 ・マイナンバー確認書類 ・申請者の本人確認書類	・障害児サービス課（本庁舎9階） ☎06-4309-3248（FAX）06-4309-3813	
原動機付自転車等 ☐ （125cc以下及び小型特殊自動車）	原動機付自転車等を所有または使用している方	転入届出後すぐ	【ナンバープレートがついている場合】 ・前市区町村のナンバープレート ・申告済証 ・届出人の本人確認書類 【ナンバープレートがついていない場合】 ・廃車申告済証（再登録用） ・届出人の本人確認書類	・税制課 軽自動車税係（本庁舎3階） ☎06-4309-3134（FAX）06-4309-3810	【軽自動車に関すること】 ・軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所 ☎050-3816-1841 【二輪車に関すること】 ・近畿運輸局大阪運輸支局 ☎050-5540-2058

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 水道	水道を契約される方		水栓番号(玄関やドアの上部・郵便ポスト等に貼付されている「水栓番号シール」に記載)	・インターネット ・電話 (東大阪市水道サービスセンター) ☎06-4307-6201	管理人で一括契約しているマンションなどにお住まいの方は手続き不要です。
☐ パスポート	有効中のパスポートをお持ちの方で本籍地の都道府県または氏名等を変更した方	左記変更後すぐ	・変更が分かる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(6か月以内に発行のもの) ・規格に合った顔写真(4.5cm×3.5cm) ・有効中のパスポート	・パスポート窓口(本庁舎5階) ☎06-4309-3313 (FAX)06-4309-3852 ・大阪府パスポートセンター ☎06-6944-6626	マイナポータルを通じて電子申請が可能です。 住所変更については手続き不要です。 
☐ 自治会への加入	自治会活動に興味・関心のある方	随時	詳しくは各自治会または備考に記載のお問い合わせ先にご確認ください。	・各自治会	(問) 公民連携協働室(本庁舎5階) ☎06-4309-3319 (FAX)06-4309-3812
☐ 家庭ごみ収集開始依頼	転入された方・新たに戸建住宅に引っ越しされた方(戸別収集を行っている地域のみ)	随時	詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035363.html 	(問) ・環境部 東部環境事業所 ☎072-984-8005 (FAX)072-984-6519 ・環境部 中部環境事業所 ☎072-963-3210 (FAX)072-966-6355 ・環境部 西部環境事業所 ☎06-6722-2994 (FAX)06-6727-9423 ・環境部 北部環境事業所 ☎06-6789-1851 (FAX)06-6789-9044	お住いの地域によって担当事業所が異なります。
☐ 犬の登録	生後91日以上の子犬の所有者	転入から30日以内	前市区町村で交付された犬鑑札	・保健所 食品衛生課 ☎072-960-3803 (FAX)072-960-3807 ・動物指導センター ☎072-963-6211 (FAX)072-963-1644	犬鑑札を紛失されている場合は再交付手数料1,600円が必要となります。
☐ 犬の登録(犬がマイクロチップを装着し、かつ環境省データベースに登録しているとき)	生後91日以上の子犬の所有者	転入から30日以内	環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて変更登録してください。変更登録した場合には、本市窓口での手続きは不要です。変更登録手数料については環境省ウェブサイトをご確認ください。	犬と猫のマイクロチップ情報登録 https://reg.mc.env.go.jp/ 	(問) ・保健所 食品衛生課 ☎072-960-3803 (FAX)072-960-3807 ・動物指導センター ☎072-963-6211 (FAX)072-963-1644
☐ し尿収集(くみ取り便所)	転入された方(し尿収集が必要な方のみ)	転入後すぐ	詳しくは手続き窓口にお問い合わせください。	(公財) 東大阪市公園環境協会 ☎072-966-6675 (FAX)072-966-6683	

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 市公式LINEの友だち登録	すべての人	随時	LINEアプリ	LINEアプリから (転入用二次元コード) 	・広報課 ☎06-4309-3102 (FAX)06-4309-3822
☐ 図書館の利用登録	東大阪市立図書館の利用登録 がまだの方	随時	・申請者の氏名、現住所、生年月日が記載された 有効期限内の本人確認書類	・永和図書館 ☎06-6730-6677 (FAX)06-6727-5568 ・花園図書館 ☎072-965-7700 (FAX)072-965-9212 ・四条図書館 ☎072-982-1235 (FAX)072-984-6079 ・大蓮分室 ☎06-6728-0200 (FAX)06-6730-7337 ・石切分室 ☎072-982-1030 (FAX)072-982-1030	下記リンクより電子申請可 ご本人以外の代理人が手続きを行う場合、必要書類が変わる場合があるため、左記までお問合せください。 ・小学生以下の児童、乳幼児は本人確認書類不要 (電子申請の場合は、本人確認書類は必須です。) 既に利用カードをお持ちの場合は下記までお問い合わせください。 

(注1) 代理人が手続きを行う場合は、原則委任状が必要です。

(注2) 本人確認書類は原則次のAまたはBの書類を用意してください。なお、手続きにより必要な書類が異なる場合がございます。

- A. 官公署が発行した資格証明書で顔写真が貼付されたものであれば **1点**
 ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
- B. 官公署が発行した資格証明書等で顔写真の貼付されていないもの **2点**
 ※資格確認書、被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

この一覧は転入の際に市役所で行う一般的な手続きを記載したのになります。

個々の状況により必要な手続きが異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

上記手続きにかかる主な施設一覧

施設	所在地		電話番号	FAX番号
市役所本庁舎	荒本北1-1-1		☎06-4309-3000（代表）	
日下行政サービスセンター	日下町3-1-7		☎072-986-9282	【FAX】 072-986-9290
四条行政サービスセンター	南四条町1-7		☎072-988-3111	【FAX】 072-988-3114
中鴻池行政サービスセンター	中鴻池町2-3-13		☎06-6747-1590	【FAX】 06-6744-2743
若江岩田駅前行政サービスセンター	岩田町4-3-22-500（希来里5階）		☎072-967-6530	【FAX】 072-967-6564
楠根行政サービスセンター	楠根1-12-12		☎06-6745-9144	【FAX】 06-6745-9146
布施駅前行政サービスセンター	長堂1-8-37（ヴェル・ノール布施5階）		☎06-6784-2000	【FAX】 06-6784-2017
近江堂行政サービスセンター	近江堂3-12-15		☎06-6730-5718	【FAX】 06-6730-5720
マイナンバーカード布施駅前臨時窓口	長堂1-8-37（ヴェル・ノール布施1階）		☎06-4309-3163	【FAX】 06-4309-3012
東福祉事務所	旭町1-1	高齢・障害福祉係	☎072-988-6617・28	【FAX】 072-988-6671
		子育て支援係	☎072-988-6619	【FAX】 072-988-6671
中福祉事務所	岩田町4-3-22-300（希来里2階）	高齢・障害福祉係	☎072-960-9275・85	【FAX】 072-964-7110
		子育て支援係	☎072-960-9274	【FAX】 072-964-7110
西福祉事務所	高井田元町2-8-27	高齢・障害福祉係	☎06-6784-7980・81	【FAX】 06-6784-7677
		子育て支援係	☎06-6784-7982	【FAX】 06-6784-7677
保健所	岩田町4-3-22	食品衛生課	☎072-960-3803	【FAX】 072-960-3807
		健康づくり課	☎072-960-3802	【FAX】 072-970-5821
		母子保健課	☎072-970-5820	【FAX】 072-960-3809
東保健センター	旭町1-1		☎072-982-2603	【FAX】 072-986-2135
中保健センター	岩田町4-3-22-300（希来里3階）		☎072-965-6411	【FAX】 072-966-6527
西保健センター	高井田元町2-8-27		☎06-6788-0085	【FAX】 06-6788-2916
動物指導センター	水走3-12-32		☎072-963-6211	【FAX】 072-963-1644
上下水道局（水道庁舎）	若江西新町1-6-6	水道サービスセンター	☎06-4307-6201	【FAX】 06-6721-2371
		水道庁舎（代表）	☎06-6724-1221	【FAX】 06-6721-2374
東大阪年金事務所	永和1-15-14		☎06-6722-6001	【FAX】 06-6725-0838